

（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

1 条例の制定理由

伊勢崎市の中小企業及び小規模企業は、事業所数で9割以上を、従業者数で7割以上を占めており、本市にとって地域経済の発展や安定した雇用の担い手といった役割にとどまらず、魅力と活力のあるまちづくりに欠かすことのできない重要な役割があります。

また、令和7年4月に始動する本市の新たな総合計画（長期ビジョン）における産業政策分野において、商工業の振興にかかる重点事業について、現在検討を行っております。

このため、本市や商工団体をはじめ、金融機関や教育機関などが果たすべき責務や役割を明確にし、市民の理解と協力を得ながら中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくため、総合計画（長期ビジョン）にも結び付く理念条例を新たに策定します。

2 条例（案）の概要（条例骨子案）

第1（目的について定めます。）

条例の目的を規定する条項です。

- ・伊勢崎市及び商工団体等の責務や役割等を明確にし、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。
- ・地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することとします。

第2（定義について定めます。）

条例の中で使用している用語のうち、その意味するところを明確に定める必要があるものについて規定する条項です。

- ・中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」とい

う。) 第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

- ・小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ・中小企業者等 中小企業者、小規模企業者をいいます。
- ・商工団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者等に対して支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ・大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ・金融機関等 銀行、信用金庫、信用組合その他の市内で金融業を行う事業者及び群馬県信用保証協会をいいます。
- ・教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関であって市内に所在するものをいいます。

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

第3（基本理念について定めます。）

第1に規定する条例の目的を果たすための基本的な考え方や、伊勢崎市・中小企業者等・市民といった全ての関係者が目指すべき方向性を規定する条項です。

- ・中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力により、経営の改善及び技術力の向上を促進することとします。

- ・ 中小企業者等が、地域経済の発展、雇用の創出等に寄与し、地域社会の活性化と市民生活の向上に貢献することとします。
- ・ 伊勢崎市、中小企業者等、大企業者、商工団体、金融機関、教育機関等及び市民のそれぞれが、地域経済活性化の役割を担うべき主体となり、互いに連携及び協力して中小企業・小規模企業を支えることとします。
- ・ 中小企業者等が、伝統的に継承された産品、製法、自然、歴史、文化等の多様な地域資源を有効活用し、地域経済の持続的な発展が図られることとします。

第4（市の責務について定めます。）

中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、伊勢崎市が担うべき責務について規定する条項です。

- ・ 中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。
- ・ 国、県ほか関係機関等との連携を積極的に行うこととします。
- ・ 中小企業等の振興に関する情報発信を行うこととします。

第5（中小企業者・小規模企業者の役割及び努力について定めます。）

中小企業及び小規模企業の役割と努力について規定する条項です。

- ・ 社会経済情勢の変化に適応し持続的な成長及び発展を遂げるため、主体的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めることとします。
- ・ 事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めることとします。
- ・ 地域における雇用の創出、人材育成及び労働環境の整備を推進するよう努めることとします。

第6(大企業者の役割について定めます。)

大企業者の役割について規定する条項です。

- ・伊勢崎市の地域経済や社会において、地域雇用を支え、地域社会の形成及び維持等に寄与している中小企業者等が果たす役割の重要性の認識に努めることとします。
- ・事業活動を行うに当たっては、伊勢崎市、中小企業者等との連携に努めることとします。
- ・中小企業者等との適正な取引に努めることとします。
- ・伊勢崎市が行う中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

第7(商工団体の役割について定めます。)

商工団体の役割について規定する条項です。

- ・中小企業者等が行う経営基盤の強化、経営の革新、抱える経営課題、並びに起業を希望する者に対して、積極的に支援するよう努めることとします。
- ・伊勢崎市が実施する振興施策に協力するよう努めることとします。

第8(金融機関の役割について定めます。)

金融機関の役割について規定する条項です。

- ・中小企業者等に対し、円滑な資金の供給、経営基盤の強化、経営の革新、事業承継、起業、並びに新産業の創出への支援を通じて、地域経済の発展に努めることとします。
- ・伊勢崎市が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

第9(教育機関の役割について定めます。)

教育機関の役割について規定する条項です。

- ・ 中小企業者等の事業活動による地域経済の発展と市民生活の向上への貢献について、児童及び生徒等の理解が進むよう努めることとします。
- ・ 教育活動を通じて、勤労観及び職業観の形成に努めることとします。
- ・ 伊勢崎市が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

第10(市民の理解と協力について定めます。)

市民の理解と協力について規定する条項です。

- ・ 中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性についての理解を深めるよう努めることとします。
- ・ 中小企業者等が取り扱う製品、又は提供するサービス等を積極的に利用し、中小企業者等の持続的な発展に協力するよう努めることとします。

第11(施策の基本的事項について定めます。)

第1に規定する条例の目的を達成するために、伊勢崎市が掲げる施策の基本的な事項を規定する条項です。

- ・ 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進することとします。
- ・ 起業及び円滑な事業承継を促進することとします。
- ・ 新商品及び新技術等の開発や多様な販路拡大を促進することとします。
- ・ 情報通信技術等の活用を促進することとします。
- ・ 多様な人材が働きやすい労働環境の整備を促進することとします。
- ・ 次代を担う若者の勤労観及び職業観の形成を促進することとします。

- ・ 中小企業者等の円滑な資金調達を促進することとします。
- ・ 災害時等における事業継続を支援することとします。
- ・ 上記のほか、市長が必要と認めることとします。

第12（小規模企業の特性に応じた配慮に努めることを定めます。）

経営資源の確保が困難な小規模企業者への配慮に努めるものであることを規定する条項です。

- ・ 振興施策を講じるときは、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めることとします。

第13（財政上の措置に努めることを定めます。）

基本理念に基づき、伊勢崎市がその責務を果たすに当たって、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するために、本市は必要な予算措置などを講ずるよう努めるものであることを規定する条項です。

- ・ 中小企業及び小規模企業の振興の施策を実施するための必要な財政上の措置を講じるよう努めることとします。

第14（施行日について定めます。）

- ・ この条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日とします。

3 条例（案）の構成図

